

新宿区教育委員会会議録

平成17年第4回定例会

平成17年4月12日

新宿区教育委員会

平成17年第4回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成17年4月12日(火)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時15分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	木 島 富士雄	委 員	櫻 井 美紀子
委 員	熊 谷 洋 一	委 員	内 藤 頼 誼
教 育 長	金 子 良 江		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	中央図書館長	小 柳 俊 彦
教育政策課長	鴨 川 邦 洋	教育指導課長	木下川 肇
学校運営課長	杉 原 純	教育環境整備課長	木 村 純 一
生涯学習振興課長	赤 羽 憲 子	生涯学習財団 担当 課 長	小野寺 孝 次

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教育政策課 管 理 係 主 査	伊 丹 昌 広
教育政策課管理係	岩 崎 鉄次郎		

議事日程

選 挙

日程第 1 新宿区教育委員会委員長の選挙について

日程第 2 新宿区教育委員会委員長職務代理者の選挙について

議 案

日程第 3 議案第 2 8 号 新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則

日程第 4 議案第 2 9 号 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正

日程第 5 議案第 3 0 号 新宿区社会教育委員の委嘱について

報 告

1 教育委員会事務局幹部職員等の人事異動について（教育政策課長）

2 平成17年度新宿区立小中学校児童生徒数について（学校運営課長）

3 女神湖高原学園の指定管理者について（生涯学習振興課長）

4 平成17年度新宿区生涯学習財団の事業計画及び収支予算について

（生涯学習財団担当課長）

5 その他

《配付資料》

1 新宿区立学校長等の人事異動

2 スクール・コーディネーターの委嘱状況

3 平成16年度新宿区子ども読書活動推進計画の数値目標を公表

開 会

木島委員長 ただいまから、平成17年新宿区教育委員会第4回定例会を開会いたします。

本日の会議には内藤委員がおくれておりますが、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、櫻井委員にお願いいたします。

なお、日程1及び日程2については、報告事項終了後に行います。

議案第28号 新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則

木島委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第3 議案第28号 新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第28号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、お手元の資料のうち、議案の概要というのがございますが、これで簡単に御説明をいたします。

日程第3の議案第28号は、幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則でございます。これは、区全体が財務会計のシステムの導入ということで、4月から本格稼働になったわけですが、新宿区職員の旅費に関する規則の改正に伴いまして、庶務事務システムにより処理する幼稚園教育職員の旅行命令等の対象範囲を決めるなど、所要の改正をするものがございます。

内容としましては大きく3点ございまして、1点目は、庶務事務システムにより処理する旅行命令等の対象範囲を定めております。従前内国旅行につきましては宿泊を伴わないものだけでしたが、今回は宿泊を伴うものを含めまして、内国旅行というふうにしております。

それから、2点目は、条例13条の2第1項に規定しております、任命権者が指定をする情報処理システムとしまして、庶務事務システムを指定したということです。

3点目は、規則の8条で、第5号様式につきまして、様式の変更でございますが、区職員の旅費支給規則の6号様式を幼稚園の方も準用してございますので、新宿区職員の旅費支給規則の6号様式の改正に伴いまして名称を改めております。旅行命令簿を旅行命令・旅行命令確認簿というふうにしております。

議案の後ろについております新旧対照表をごらんいただきたいと思います。左側に改正、

右側に現行というふうに書いております。今、申し上げた3点につきましては、1点目は5条の2に書いてございますように、改正前は内国旅行（宿泊を伴うものに限る）というふうになっておりましたが、これを、現行の、改正の方では、内国旅行に係る旅行命令とする。それから、2点目は7条でございますが、条例13条の2第1項に規定する任命権者が指定する情報処理システム及び庶務ということで、庶務事務システムを指定しております。それから、様式の特例のところですが、8条でございます。ここで旅行命令・旅行命令確認簿というふうに改正をしております。

提案理由は、議案書のかがみに書いてございますように、財務会計システムの導入による新宿区職員の旅費に関する条例等の改正に伴い、所要の改正をする必要があるためでございます。

よろしくご審議をいただきたいと思っております。

木島委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

これは庶務事務システムによる処理ということでの改正ということで、特別問題ないと思っておりますが、よろしいですか。

ほかに御意見、御質問がなければ、議案第28号 新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 議案第28号は原案のとおり決定いたしました。

議案第29号 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正

木島委員長 次に、「日程第4 議案第29号 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正」を議題といたします。

では、議案第29号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、やはり議案の概要をごらんいただきたいと思っております。

日程第4の議案第29号は、新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正を行うものです。先ほどの議案第28号と同様に、財務会計システムの導入によりまして、新宿区事案決定規程が改正されております。これに伴いまして、これは支出を伴う事案の決定が、庶務担当課長、教育委員会であれば教育政策課長でございますが、これから各課長に変更されることになりました。そのため、所要の改正を行ったものでございます。

改正内容は大きくは2点ございまして、庶務担当課長でございます教育政策課長と、教育

政策課長以外の課長との区別、それから支出を伴う事案とそれ以外の事案との区別を整理したものでございます。後で、新旧対照表で御説明いたします。

それから、2点目は、事案決定の迅速化を図るため、審議は決定権者までの主管の系列のみに限るということで、従来は教育委員会教育長が決定する事案につきまして、教育政策課長が必ず決定関与者になっていたわけですが、主管の課長が教育政策課長である場合を除き、教育政策課長の審議は行わないこととしております。

これも議案の後ろについております新旧対照表をごらんいただきたいと思います。まず4条の関係でございますが、事案の代決でございます。現行が右側でございますが、現行事案の代理決定、かわって決定する者の指定を右側の欄の方に記載しております。教育政策課長につきましては、従来支出事案、物品の購入等でいえば300万円の決定権については教育政策課長が行っていて、各課長には決定権がなかったわけですが、それが各課長にいわば権限移譲されたことによりまして、この項が必要なくなったということで、右側の改正後でございますように、削除しております。

それから、1枚めくっていただきまして、先ほど2点目で御説明いたしました第5条の審議及び審査でございます。これにつきましては、右側の現行の表でございますように、教育政策課長がすべてのところにかかわるような決定関与ということでかかわるようになっていたわけですが、事案の意思決定の迅速化を図るために縦の系列に絞るということで、左側の改正後では、それについて教育政策課長を削除しております。

それから、次の3枚目をめくっていただきますと、第6条は、事案の決定関与の代行ということで、これは先ほどの代決と同じような形で、支出事案について各課長に権限移譲されたということになりまして、教育政策課長も含めて同じ決定関与の代行ということになりましたので、現行の右側の表でございます教育政策課長は削除ということにしたものでございます。

議案の最初に戻っていただきまして、提案理由でございますが、財務関係システムの導入による新宿区事案決定規程の改正に伴い、支出を伴う事案の決定が庶務担当課長から各課長に変更されることとなったことにより、所要の改正を行う必要があるためでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

木島委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

特に御意見、御質問がなければ、新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 議案第29号は原案のとおり決定いたしました。

議案第30号 新宿区社会教育委員の委嘱について

木島委員長 次に、「日程第5 議案第30号 新宿区社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

では、議案第30号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、議案第30号について、御説明いたします。

議案書をごらんいただきたいと思います。1枚めくっていただきまして、本件につきましては、ここにごございます平成16年度、平成17年度新宿区社会教育委員15期の候補者ということで武田由紀子さんの名前が出ておりますが、下にございます加藤博子委員が、本日付をもって退任をされます。役職名でございますが、新宿区家庭教育グループ連絡会そのものも退任されるということですので、本日付をもちまして武田さんを新たな社会教育委員として委嘱したいというものでございます。任期につきましては、加藤委員の退任の翌日、4月13日から平成18年7月4日まで、加藤委員の残任期間でございます期間を任期といたします。

提案理由としましては、社会教育委員を委嘱する必要があるためということでございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

木島委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

櫻井委員 これは別に当て職というか、この家庭教育グループ連絡会会長を当てるということではないんですね。

生涯学習振興課長 当て職ではございませんが、社会教育法第15条に社会教育委員の構成の規定がございまして、その中に家庭教育の向上に資する活動を行う者を委嘱の対象範囲に含めるということになっておりますので、新宿区では、新宿区家庭教育グループ連絡会さんから推薦をいただいて委嘱をしているということです。

木島委員長 よろしいですか。

ちょっとお聞きしたいんですが、不勉強で申しわけないんですが、突然きょう出たことなのでわからないので教えていただきたいのですが、家庭教育グループというのは、大体どういことが主な、教えていただきたいんですが。

生涯学習振興課長 新宿区には20近い家庭教育支援の活動をしているグループがございまして、そのグループの連盟のような会でございます。

木島委員長 家庭教育グループというのは、新宿の各いろいろなところにあるわけですが、支援グループというか。

生涯学習振興課長 グループの本拠地は新宿区内の至るところに分散してあるというふうに思っております。家庭の教育力の支援に関係のあるようなセミナー等の開催や、子育て支援的な自主活動を行っているグループでございます。

木島委員長 そうしますと、いわゆる区民の、昔の保健所の跡、健康センター、そういうところを中心に幾つかつくられているわけですか。

生涯学習振興課長 新宿区の社会教育あるいは生涯学習の行政の長い歴史の中で、講座等を教育委員会が開催するに伴いまして、次々と生まれてきたグループが現在も活動を継続しているというふうに考えております。

木島委員長 よろしいですか。

熊谷委員 1つだけお伺いしたいんですけども、任期がずれていますね。この新宿区家庭教育グループ連絡会会長というのは年度ごとではなくて、本日付で辞任されるとさっきお聞きしたんですけども、そういうことになると、常に残任期間で、いつもこういうようなずれた時期になっているのでしょうか。その辺がどういう形であれなのか、御説明ください。

生涯学習振興課長 今回はたまたま前任の加藤さんという方がこの連絡会を退会されるということで、社会教育委員も退任をされるということになっております。別に会長当て職ということではございませんので、新宿区家庭教育グループ連絡会さんが推薦をしてくだされればよろしいわけですから、本日たまたまこの連絡会の総会があって会長の交代ということがあったわけですけども、この武田さんという人がこれから途中で会長をやめるというようなことがあっても、連絡会のメンバーである限りは連絡会の意思において推薦が続けられていれば、こちらとしては社会教育委員を引き続きお願いしていきたいと思っております。

熊谷委員 ということは、毎回今の時期に総会があるんですか。

生涯学習振興課長 普通この時期あるいは5月初旬が多いと思います。

熊谷委員 社会教育委員の任期も7月4日というのは。

教育政策課長 社会教育委員の任期でございますが、15期の委員さんにつきましては、12名さんいらっしゃいます。この方たちについては今年の7月5日に委嘱されまして、任期が全員16年7月5日から18年7月4日までということですので、加藤さんの後任の武田委員につきましては、その残任期間をやるということで、任期自体は皆さんとそろうということになります。

木島委員長 ほかに御意見、御質問がなければ、新宿区社会教育委員の委嘱について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 議案第30号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事は終了いたします。

報告1 教育委員会事務局幹部職員の人事異動について

報告2 平成17年度新宿区立小中学校児童生徒数について

報告3 女神湖高原学園の指定管理者について

報告4 平成17年度新宿区生涯学習財団の事業計画及び収支予算について

報告5 その他

木島委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告1から報告4までについて一括して説明を受け、質疑を行います。事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長 それでは、1点目の教育委員会事務局幹部職員等の人事異動が4月1日付でございましたので、私の方から御紹介させていただきます。報告の資料は右肩に1という資料がございますが、それをごらんいただきたいと思います。

なお、それ以外の幹部職員の名簿も入っておりますが、異動者のみの御紹介にさせていただきますと思います。

まず、小柳俊彦中央図書館長、企画部企画課長からの転入でございます。

次に、杉原純学校運営課長、環境土木部環境保全課長からの転入でございます。

最後に、私、教育政策課長の鴨川邦洋でございます。都市計画部計画調整課長からの転入でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それから、指導主事にも異動がございました。本杉貴保教育指導課指導主事、足立区蒲原中学校教諭からの転入でございます。

以上でございます。

学校運営課長 それでは、続きまして平成17年度新宿区立小中学校児童生徒数について、御報告をいたします。

お手元の報告2の資料は、本日は、4月1日付と4月7日、入学式現在のものを御用意しておりますが、数字につきましては、4月7日、入学式現在のものでも御説明を申し上げます。

初めに、小学校の通常の学級が大きな表に載っていますが、小学校30校の児童の総数は8,048名、前年同期と比較いたしますと113名の増でございます。学級数につきましては277学級、前年同期に対し1学級の減でございます。新1年生につきましては1,357名で、前年同期に対し97名の増でございます。新1年生の学級数は46で、前年に対し1学級の増でございます。

この小学校のうち、18番の戸塚第一小学校の第2学年につきましては、総数が77名でございますが、1年生の際に80名を超えて3学級で編制しておりまして、学級維持制度を適用し、2年生になっても3学級を維持する予定でございます。

続きまして、中学校でございますが、通常の学級の生徒総数が2,923名、前年に比較して130名の減でございます。学級数は90学級で、前年に対し5学級の減でございます。新1年生は908名で、64名の減でございます。学級数は28で、2学級の減でございます。

なお、統合新校になっております5番の西早稲田中学校は、旧戸塚第一中学校と旧戸山中学校、合計して前年同期が13学級ございましたが、統合いたしましても12学級という規模で維持ができております。9番の新宿中学校は旧東戸山中学校と旧大久保中学校の統合でございますが、全部で7学級という規模になってございます。

続きまして、心身障害学級でございますが、小学校の心身障害学級は児童数が74名で、前年同期に対し4名の減でございます。学級数は19で1学級の減でございます。このうち、6番目の通級学級は天神小学校に新たに設置したものでございまして、11名の1学級ではございますが、現在東京都に2学級で変更の同意について協議中でございます。4月16日には同意をいただいて2学級になる見込みでございます。

最後に、日本語学級でございますが、児童数が37、前年に対し1名の増でございます。学級数の2は変わってございません。

それから、小学校の3番目の市谷小学校については、4月1日現在は80名でございましたが、入学式現在では83名でございます。本来でしたら3学級で編制すべき児童数でございますが、市谷小学校は普通教室のあきがほとんどなく、ここで3学級を編制しますと生活教室が使えなくなってしまい、特別教室がゼロになるということがございますので、今回の学校選択制の当初から2学級までという受け入れ、そういう方針でありましたので、入学式現在で3名超えておりますけれども、市谷小学校は4月1日現在の80名で2学級という編制を固めておりますので、そのままでございます。

それから、4月1日現在と入学式現在までの児童・生徒数でございますが、4月1日現在、

小学校が7,998名だったところを入学式現在は50名ふえております。これは4月4日以降の転入者が公務員住宅等を代表として多くあったためでございます。中学校の方は4月1日から入学式までの増は4名でございました。

中学の心身障害学級について言い漏らしたようでございます。中学の心身障害学級は生徒数が24で、前年に対し2名の減でございます。中学の心身障害学級の学級数は7学級で、前年同様でございます。

最後に、小学校の表の右下に、小学生の総数、中学生の総数が載っておりますが、小学生の総数は8,122名で、前年に対し109名の増でございます。中学生の方は2,947名で、前年に対し132名の減でございます。

以上、大変雑駁ですが、小・中学校の児童・生徒数について、御報告いたします。生涯学習振興課長 では、報告の3でございます。女神湖高原学園の指定管理者を指定し、協定を締結いたしましたので、御報告いたします。

資料をごらんください。指定管理者でございますが、長野県南佐久郡に本社がございます株式会社フードサービスシンワです。指定期間は平成17年4月1日から平成20年3月31日までの3年間でございます。協定書は、管理運営業務に関する基本協定書と、管理経費に関する平成17年度協定書の2本を締結してございます。

まず、基本協定書でございます締結期間は、先ほど申し上げたとおりでございます。

そして、内容でございますが、事業計画と条例の26条に規定されている実行につきまして、基本協定を締結しております。特徴的な条項を抜粋ということで資料に載せてございますけれども、1つは学校利用者への体験学習及び一般利用者への生涯学習等を円滑に実施するために地域の実情等を熟知した教育推進員を配置すること、2つ目は、鉄道利用者の利便性を図るため、適宜最寄り駅からワゴン車等による送迎を行うこと。3つ目が、学園用地に係る土地賃借料及び立科町自治協力費については新宿区の負担とすることでございます。

次に、管理経費に関する平成17年度協定書でございます。締結の期間は平成17年4月1日からの1年間でございます。17年度の管理経費を8,643万3,000円としてございます。

協定書の写しと、それから学園のパンフレットを資料としておつけしてございます。

以上でございます。

生涯学習財団担当課長 それでは、生涯学習財団の事業計画収支予算等、過日の3月29日の評議員会と30日の理事会においてそれぞれ諮問、議案として付議したところ、承認、議決を得ましたので、その内容について御報告をしたいと思います。

なお、時間の都合がございますので、部分的に抜粋をしながら御説明をさせていただきたいと思っております。

この事業計画につきましては、昨年の10月に、財団あり方検討の報告書を提出したところでございますが、この中で、17年度を含む5年間につきまして、中期計画として策定をし、中期的な見通しのもとに経営を行うということでもとめたものでございました。その初年度に当たる計画でございますが、18年度以降の部分につきましては、なお作業に所要の時間が必要だということで、5月末の評議員会、理事会にそれぞれ付議をするという手はずになってございます。本日説明いたしますのは、したがって17年度の事業計画ということでございます。

お手元の冊子をごらんいただきたいと思います。2ページ、3ページにかかっている表でございます。これにつきましては、生涯学習財団の寄附行為の順に従いまして、それぞれ定められた事業活動の内容につきまして、事業名をそれぞれ記載しているものでございます。これらは主要な事業でございますが、個別、細部にわたる事業につきましては、記載が多量であるためにできませんので、ここにとどめさせていただいたところでございます。

では、次に、7ページをお開きいただきたいと思います。これにつきまして、寄附行為の順に従って書いてございますが、今年度は昨年度までの皆さんのごらんになった方の意見を踏まえまして、事業の内容につきまして、目的、課題等がよくわかるような形での記載に努めたところでございます。

事業につきましては、8ページの一番上のところをごらんいただきたいと思います。先ほど社会教育委員の委嘱のところでお話がありましたが、家庭教育支援委託事業という形で財団の方から家庭教育グループ連絡会等の主催事業等に対して支援をするというふうなことが、この事業の中で行われているものでございます。

次の9ページをごらんいただきたいと思います。(2)の学習情報の提供と学習相談でございますが、その中の　の部分につきましては、それぞれ地域でさまざまな活動が行われているスポーツ、文化学習等に対して、このバンク制度を充実しながら支援しようというものでございまして、この事業につきましては、区の自主計画事業として位置づけられているものでございます。

それから、次に13ページをごらんいただきたいと思います。13ページのスポーツ振興事業でございます。この中ほどに、新宿シティハーフマラソン、区民健康マラソン大会の事業が載っておりますが、昨年のシティハーフマラソンにつきましては、その前回のマラソンの

参加者数と比較しまして1,000人以上の参加者増が見込めたということから、この事業継続が強く求められているものでございます。

なお、新聞紙上等でごらんいただいたかと思いますが、東京都の国際級のマラソンの統合によって公道利用等についての制限というふうな動きが警視庁等でございます。私どもとしましては、地元の大型スポーツイベントとして継続したいという立場から、昨日も実行委員会を開いたところですが、何とか継続できるような形で地元警察並びに警視庁と今後詰めた打ち合わせを行っていく必要になってございます。

それから、次の14ページをごらんいただきたいと思います。地域活性化事業のコミュニティスポーツ大会でございますが、これも以前お話ししたところでございますが、従前から35年間継続して実施されてまいりました区民レクリエーション大会につきまして、地域事情の大きな変化の中で実施することが困難という判断になりまして、一時休止をすることにいたしました。しかし、地域間の交流を行う程度の規模のイベントが非常に少ないということから、何とかそれと同等のものをつくってほしいというような要望がかねてからございましたが、幸い以前からコミュニティスポーツ大会、長く続いている事業がございますので、この中に区民レクリエーション大会等で実施されてきた種目等の編入も含めまして、各地域でそれぞれ今まで以上に取り組みやすい内容に組みかえて、今年度から実施をしてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、16ページをごらんいただきたいと思います。16ページの中ほどに、博物館友の会がございます。16年度から博物館の活性化や博物館運営の担い手等を確保したいということから設置をしてきたわけでございますけれども、当初100名の予定に対して既に208名、教育委員の皆様にも会員になっていただいている方がいらっしゃいますが、ここまでの登録数が得られたということございまして、今後はこれらの方たちとの連携を強めていながら、この友の会の役割を強化していく必要があるというふうに考えているところでございます。

それでは、飛びますが、19ページをごらんいただきたいと思います。19ページの一番下の方にその他の受託事業というのがあります。夏季施設と外国人保護者のための親力パワーアップという事業でございますが、これは、今年度から新宿区の教育委員会から受託をして実施するものでございます。これらの事業は、いずれもこの間財団の方が蓄えてきましたノウハウであるとか、情報というものを有効にフルに活用しながら、効率的に執行をしていこうということで、新規事業として対応することにしたものでございます。

次の20ページでございますが、これ以降につきましては、各施設運営にかかわる事業でございます。御案内のように、施設管理につきましては、原則的に指定管理者制度を導入するということができたわけでございますが、この2月の段階で新宿区第2次行財政改革計画等の中で、それぞれ使い方等につきまして特性を持たせながら運営するというので、スポーツセンター、総合体育館1号館を除く他の施設につきましては、従前に引き続き18年度4月以降も公募によらない形で生涯学習財団を指名し、管理代行させるという方針が決定をされたところでございますので、今年度からその趣旨に沿って運営ができるような形で、現在細かな作業について進めているところでございます。

それから、22ページをごらんいただきたいと思います。22ページにつきましては、今後の財団経営ということでの組織面や情報等の面で事業化しているものでございます。特に16年度から17年度にかけては、財団の管理運営の中の(2)のところにつきまして、思い切った対応をするということをご既に決定いたしましたので、後ほど別の資料で説明をさせていただきます。

なお、この一番下の財団広報紙の発行でございますが、広報紙のページに紙幅の獲得をしようということで、16年度比で50%増の紙面の拡充を行うということにいたしました。でき得れば、ここについては広告収入で何とか賄えるような形で営業活動もしていこうということで考えてございますが、活字の見やすさ、あるいはデザインを多く取り入れる等で、読者の方に親しまれるものにしていきたいというふうに思っておりますし、その後の記載にあるような、ホームページ等の充実につきましても、いろいろな工夫をしながら、多くの方にアクセスをしていただけるようなものにかえていくための準備作業に入ろうというところでございます。

それから、収支予算でございますが、27ページでございます。これが総括表でございます。ごらんの表につきましては、基本的には昨年までの内容とかわっていないわけでございますけれども、特に管理費等につきましては、16年度末をもちまして区からの派遣職員7名を解消するというふうな選択をいたしました結果、相当この部分については経費の圧縮を図ることができたということでございます。ただ、財団の経営資源を見る限り、補助事業費であるとか、補助金収入、あるいは施設管理のための受託事業収入で97%を超えるということになっておりますので、まだまだ民法法人としての自立度という点では課題が多く残されているというのが、この収支予算書をごらんいただいてもわかるというところでございます。

その後、細かな費目ごとのものが書いてありますが、時間がございますので、後ほどご

らんいただければというふうに思います。

引き続きまして、規程改正の部分の資料もあわせてとじさせていただいてございますが、その主なものは、過日の委員会等でも御報告いたしましたように、歴史博物館の開館時間を、来館者の便を少しでもよくしようということから30分ずらしたことに伴いまして、職員の勤務時間等について影響を受けますので、所要の規程改正を行ったというものでございます。

それから、2枚目の方の財務規程の一部改正でございますが、複数年契約の規定を整備したということでございます。これは、毎回施設管理等について入札、単年度契約で実施してきたところでございますが、安定的に運営をすることが顧客サービスの充実につながるということもございまして、1年間を通じて業務遂行能力、質等について審査をした上で、一定水準以上にあると認められた契約の相手方につきましては、相手を指定して、随意契約によって契約することができるということを定めたものでございます。

それから、3枚目の方の旅費規程でございますが、これは従前旅費の支給対象は役員または職員というふうに規定をしていたものでございますが、先ほど御説明しましたように、17年度から区からの派遣職員を7名解消することに伴って、あわせて派遣労働者を受け入れるということで体制を整備してきたところでございまして、この派遣労働者にも出張、旅行の命令等を行うことが必要となってまいりますので、派遣労働者に対する旅費の支給についての規程を、整備をしたというものでございます。

それから、次に人事給与制度改革の概要という資料が配付されているかというふうに思います。先ほどの財団管理運営の必要な事業ということで、寄附行為の4条6号の事業について若干触れたところでございますが、この制度改革につきましても、昨年10月に、財団あり方検討報告書の中で、より自立度を高めながら、質のいい経営を行っていくために、人事給与制度もあわせてその組織にふさわしいものに変えていくべきであるということを報告したところでございます。これに基づきまして、昨年の春から、財団内部ではそのあり方については職員参加のもとに検討を進めてきたところでございます。

なお、理論的にきちんと説明できる内容であることや、当然労働関係法規に抵触しないというふうな形の調整を図りながら、昨年の12月に専門機関の方に調査研究等についての委託を実施したところでございまして、つい先日その内容についてまとめましたので、こういう冊子にしたところでございます。

内容が多岐にわたりますので、かいつまんで、中心的な部分についてお話をしたいと思っております。

1つは、財団の固有職員につきましては、採用時にはほぼ新宿区職員、公務員並みの処遇を行うという形で募集等をしてきた関係上、その点に配慮しつつ、この制度改革に取り組みざるを得ないという所要の条件がございました。したがって、それらを踏まえた上で、なお職員の方が理解できる内容で検討をしてきたところでございます。

特徴的なところにつきましては、項目を中心に説明をさせていただきます。2ページでございますが、制度変更の基本的な考え方でございます。一律に下がるだけでなく、自助努力で上がる余地を設けるという意味では、業績評価を入れながら、自力により成果を上げたものについてはそれなりの処遇をきちんと考えていくということが必要だということでございます。

2番目の、現行の給料表を活用しつつ制度を変更すると申しますのは、先ほど申し上げましたように、当初の雇用就業条件等で提示してきたいきさつがありますので、公務員の基本給に係る部分につきましては、人事委員会勧告の給料表の中の財団の職位に合った号級を使用するというので、この制度を維持するというものでございます。

それから、次のページをごらんいただきますと、人事評価制度を導入し、昇任と一過性の処遇に反映をさせるということでございますが、これにつきましては、いわゆる評価に関して受ける処遇の部分につきましては、一過性の意味は賞与というふうな形で、通常の方々の給料というものではない、一定の生活がきちんと維持できるということを前提にしながら、これは反映をさせるべきだということで考えてございます。

若年層には一定の配慮が必要ということでございますけれども、若年層については一つは能力開発期間だということもありますし、民間相場と比べましても決して公務員自体が厚遇をされているというふうな実態にはございませんので、これらを配慮した形で評価をするに当たっても対応する必要があるということが書いてございます。

5番目のキャリアの方向はゼネラリストでございますが、財団のようにそう大きくない、小さな組織の中で、いろいろな専門的な知識も要求されるような業務を行っているわけでございますが、かといって、専門職によってやりますと組織が硬直化することも考えられますので、有資格というふうなことが必要な場合がございまして、すべての領域にそれぞれの職員が携わることができるようにという意味で、総合職としてゼネラリストという形で能力開発を行うということが必要だということでございます。

それと、管理監督者の役割と人事給与面での取り扱いを見直すということでございますが、現在は財団の課長職は区でいいますと係長職ということで、管理職の扱いには格付けをされ

ておりませんので、その結果、今後の人材育成や組織運営面で十分でないということから、その位置づけを見直すということでございます。

5ページにつきましてですが、制度変更の全体像が表になってございます。この表が主な変更点をかいつまんで書いているわけでございますが、その内容、後段につきましては、きょうは時間の関係で十分な説明ができませんので、後ほどごらんになって、御意見等がございましたら寄せていただければというふうに思います。

はなはだ雑駁でございますが、報告とさせていただきます。

木島委員長 説明が終わりました。報告1について、御質疑のある方はどうぞ。

ほかに御質問がなければ、次に報告2について、御質疑のある方はどうぞ。

これを聞いていますと、大まかに、中学校の総数は減っているけれども、小学校全体の総数は上がっているということですか。

学校運営課長 中学校の総数が減で小学校の総数が増でございますが、ちょうど新宿区内の学齢の人口の推計に比例して、中学の新1年生、小学校の新1年生そのとおりの比率で出てございますので、自然な成り行きではないかと考えてございます。

木島委員長 自然の成り行きでも、減るよりはふえた方が、1年生が2年生に比べるとちょっとふえているんですね。100人ぐらいですか。

櫻井委員 市谷小学校の3人ふえたというのは、補欠で待っていた方が上がったのでしたか。

学校運営課長 市谷小学校が80名を超えて83名となった最後の3名でございますが、兄弟関係で認めた方が1名と、それから4月に入ってから学区域内への転入が2名ございましたので、こういう数字になったところでございます。

木島委員長 ほかに報告2について御質疑ありますか。

御質疑がなければ、次に報告3について、御質疑のある方はどうぞ。

櫻井委員 最初のページですけれども、伺ったかもわからないんですが、教育推進員というのは、どういうことをなさる方でしたか。それから、上村さんは、現地に住んでいらっしゃる方ですか。

教育指導課長 教育推進員でございますけれども、これまでも、前年度も同内容で御勤務いただいていた方が上村氏でございますが、この方は現地に住んでおりまして、例えば中学校のスキー移動教室に際しては、現地の案内であるとか、スキーに常時ついて、子どもたちにマン・ツー・マンでスキーの靴の履き方なども指導したり、現地におりますから自然や動植物などについても現地の情報をふんだんに持っている方でございますので、この方を地元の

コーディネーター的な形で教育の内容を厚くしていく。あるいは学校からの要望に調査検討して答えていただく、そういうような働きを期待してのことでございます。

櫻井委員 愚問かも知れないですが、送迎バスなんですけれども、これは当然女神湖のこの施設の利用者があるという場合に限ってですね。毎日運行しているわけではないですね。

生涯学習振興課長 おっしゃるとおりでございます。

櫻井委員 管理経費なんですけど、この8,643万3,000円というのは、主に何に使われるものでしたか。多分これも伺っているんだと思うんですけども。

生涯学習振興課長 女神湖高原学園の管理運営に要する経費のうち、利用料金として入る見込みのものを除いた金額でございます。使い道といたしましては、人件費、それから光熱水費、小破修繕費、自動車賃借料費、一般備品購入費、役務費等でございます。

木島委員長 一つお聞きしたいんですけども、新幹線の佐久駅からの送迎というのは、もちろん一般の方が利用される場合にはそれもいいんですけど、普通、小・中学生が行くときには中央道をバスで皆さん行きますね。そうすると、一般の人も中にはおれは中央線で茅野駅でおりたいという人もいるわけで、特に茅野駅からビーナスラインを通ってずっと行きたいという人もいますから、そうすると、一般の利用者がその日は茅野駅でおりたいという場合には、それは可能なんですか。

生涯学習振興課長 これまでの実績で佐久平から利用される一般利用者の方が多かったということで、まず佐久平から女神湖高原学園間の送迎を行うということにしております。おっしゃるとおり、茅野駅の方の要望にもこたえていければ望ましいわけでございますので、そちらについては今後検討していくということになってございます。

木島委員長 よろしいでしょうか。

ほかに御質問がなければ、次に報告4について、御質疑のある方はどうぞ。

内藤委員 給与改定で、2ページ目ですか、固有職員の間には、ある程度の給与ダウンはやむを得ないとのコンセンサスはできているというお話ですが、どうしてそういうコンセンサスができるんですか。

生涯学習財団担当課長 これは実はかねてから新宿区にございます外郭団体についてのあり方というのが検討されてまいりました。この中で、それぞれの外郭団体が経営改善を行うために必要な内容について、その都度指摘をされてきてはいたわけでございます。そういう状況とあわせて、平成15年9月に法改正がなされました指定管理者制度の導入という問題があわせて同時期に重なってきたということがございます。指定管理者となりますと、御案内の

ように、サービスの質を向上させながら、経費を節減するということが大きな課題になってまいります。市場との競争とまではいかないとしても、どこで経費を圧縮しなければならないかという課題は当然出てくるわけでございます。ただ、公益法人ということでございますので、非採算の事業部門を持っているわけではございますが、先ほどの収支計画の中でお話ししましたように、施設管理のための受託費に依存する部分、それらに対応するための組織というような形で運営してきたわけですが、一定程度競争といいますか、経費節減の中で効果を上げようとするすると、人件費が重くのしかかってくるというふうな状況については、固有職員のみならず、財団職員の方は自覚をしていたところでございます。

とりわけ、区からの派遣職員、常勤職員41名の中で25名ということで、過半数を超える配置をされておりましたし、どうしても財団職員、固有職員よりは区からの派遣職員の方が賃金が高いという状況もございましたので、まずその部分をきちんと整理をしていくという方針を立てました。25名のうち、最大限派遣解消をしていったとしても、まだまだ財団経営といいますか、指定管理者としての経営の立場に立とうとしますと、節約をしないと人件費比率が極めて高いという実態が浮き彫りにされてきました。したがって、私は昨年の4月に赴任したわけですが、その直後から、固有の職員の思い等も含めまして、個々にその実態について確認をし合って、どういうふうにしたら今後望まれる財団経営を行っていいのかということについて、ひざを詰めて話し合いをしてきたところでございます。

もちろん、この内容については今までの処遇を一部ダウンをさせるという内容でございますから、本心は喜んでというところには当然いかないわけで、苦渋の選択として、みずから求められている状況を考えてときに、それはあえて受けざるを得ないというふうな内容だろうというようなことになったということでございますし、特にコンサルタントを入れてからも、私の方が関与せずに、直接当事者とのインタビュー等を実施していただいて、コンサルタント会社の方も職員の意識というものについては、その中で実感をしたというふうな形で報告を受けているところでございます。

内藤委員 平成17年度収支予算の支出の部で拝見すると、事業費が11億5,000万円に対して管理費が約4億2,000万円というのは、民間の常識から言うと事業費の割に管理費の比率が非常に高いというのは事実なんですけど、しかし、これは支出で見てそういうことであって、事業費というのは、それは拡大すればいい。特に収支相償わないということもあると思うんですけども、事業規模に見合った、合理化はそう一遍にできることではないと思いますけれども、事業規模に見合ったバランスのいい経営ということを考えていただくことが大事では

ないかと思えますけれども。

櫻井委員 支援事業の中で、例えば部活動支援とか、科学実験教室の支援、これは自主とありますが、これはどういうことですか。

生涯学習財団担当課長 実は、今、ご指摘の点につきましては、私ども現在見直しに着手しているところございまして、事業の性質等について、具体的に踏み込んだ形で事業の性格等をとらえていなかったという実態がございました。したがって、目的があいまい化したり、あるいはコストパフォーマンスについてもどこまでの水準に設定するか等については、ほとんど無頓着の状況でございました。17年度で書いてございますのは、中期計画の中で見直しをかけておりますが、18年度には、今、御指摘の部活動支援事業などは、当然これは補助事業に類するものだろうと。行政目的があって、それを実施段階で財団がその部分を担うという性格のものだというふうに思っていて、これは18年度はそういう方向にもっていくとか、あるいは科学実験教室も同じでございます。

ほかに、そういうものが随所に見られます。その見直しをするんですが、今、どうしてこうなっているかといいますと、たまたま予算見積りの段階で補助財源としていただいているもので、なおかつ事業化することが必要なものについて、財団の固有財源から支出をして事業を組み立てているものを自主事業というふうな呼び方をされていて、本来の意味の事業の種別ではないというのが実態でございます。したがって、これはまさに部活動支援等については教育課程外とはいえ、学校教育活動の中にございますから、教育委員会から必要な財源を得て、今後とも財団事業として継続してまいりたいというふうに考えているところでございます。

木島委員長 あとはよろしいですか。

ほかに御質問がなければ、本日の日程で報告5その他となっておりますが、事務局から報告事項がありますか。

中央図書館長 中央図書館ですが、中央図書館の方で今回資料配付させていただきました平成16年度新宿区子ども読書活動推進計画の数値目標を公表、この資料につきまして、大変恐縮でございますが、数値目標を子ども読書活動推進計画の中でつくったわけでございますが、その1年かけた達成状況を今回公表したということでございますので、この資料につきましては数値目標の達成状況の公表ということで、御訂正させていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

木島委員長 それでは、報告事項は以上で終了いたします。

新宿区教育委員会委員長の選挙について

木島委員長 内藤委員が出席され、全委員がそろいましたので、日程の選挙を行います。

それでは、日程第1の新宿区教育委員会委員長の選挙を行います。

委員長の選挙について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長 それでは、日程第1について、御説明をいたします。

現委員長の任期が5月1日をもちまして満了し、委員会の設置を定めております地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第12条第1項の規定に基づき、5月2日より就任する委員長の選任を教育委員会で選挙するというものでございます。

なお、同項に、「委員（教育長に任命された委員を除く。）のうちから委員長を選挙しなければならない」と規定されてございますので、教育長以外の委員の中から選任していただくというものでございます。

新たに選任される委員長の任期は、同法第12条第2項に1年と定められておりますので、平成17年5月2日から平成18年5月1日までとなります。

最後に、選挙の方法でございますが、新宿区教育委員会会議規則第6条の規定により、単記無記名投票が原則でございますが、各委員に異議がない場合につきましては指名推薦をもって投票にかえることができます。単記無記名投票の方法を用いる場合においては、有効投票の最多数を得た者をもって当選といたします。また、指名推薦の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選者と定めるべきかどうかを会議に諮り、委員の全員の同意があった者をもって当選者といたします。

以上でございます。

木島委員長 それでは、委員長の選挙を行います。

選挙方法は単記無記名投票が原則ですが、各委員に異議のない場合は指名推薦をもって投票にかえることができます。

まず、選挙方法についてお諮りいたします。御発議のある方はどうぞ。

熊谷委員 選任は指名推薦で行うことを提案いたします。

木島委員長 ただいま、熊谷委員より指名推薦による選任の御提案がありました。指名推薦により選任するということでよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 異議なしと認め、委員長の選任は指名推薦により行います。

指名推薦について、御発言のある方はどうぞ。

熊谷委員 委員長に櫻井委員を推薦いたします。

木島委員長 ただいま櫻井委員が指名推薦されました。

ほかに御発言のある方はどうぞ。

〔ありませんの発言〕

木島委員長 それでは、被指名人を当選者と定めるかどうかを諮ります。

指名推薦のとおり、櫻井委員を委員長に決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 それでは、異議なしと認め、日程第1 新宿区教育委員会委員長の選挙については、櫻井委員で決定いたしました。

新宿区教育委員会委員長職務代理者の選挙について

木島委員長 次に、日程第2の新宿区教育委員会委員長職務代理者の選挙を行います。

委員長職務代理者の選挙について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長 それでは、日程第2について、御説明いたします。

委員長職務代理者の選任に関するもので、職務代理者の任期は、新宿区教育委員会の会議規則第7条の規定によりまして、その指定の時から次の委員長選挙までとなっております。指定の方法は、委員長選挙と同様に、単記無記名投票が原則でございますが、各委員に異議のない場合には指名推薦をもって投票にかえることができます。

以上でございます。

木島委員長 それでは、委員長職務代理者の選挙を行います。

選挙方法は無記名投票が原則ですが、各委員に異議のない場合は指名推薦をもって投票にかえることができます。まず、選挙方法についてお諮りいたします。御発言のある方はどうぞ。

金子教育長 選任は指名推薦で行うことを提案いたします。

木島委員長 ただいま、教育長より指名推選による選任の提案がありました。

指名推薦により選任するということによろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 異議なしと認め、委員長職務代理者の選任は指名推薦により行います。

指名推薦について、御発言のある方はどうぞ。

金子教育長 委員長の御推薦で選任してはいかがでしょうか。

木島委員長 教育長より、私の推薦で選任を行う提案がありましたが、よろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 それでは、私は委員長職務代理者に内藤委員を指名推薦いたします。

ほかに御発言がないようですので、被指名人を当選者と定めるかどうかを諮ります。

指名推薦のとおり内藤委員を委員長職務代理者に決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 それでは、異議なしと認め、日程第2 新宿区教育委員会委員長職務代理者の選挙については、内藤委員で決定いたしました。

なお、委員長職務代理者はこの指定により指定の時から任期が開始することになります。

以上で、本日の選挙は終了いたしました。

閉 会

木島委員長 それでは、本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

午後 3時15分閉会